

令和2年3月23日

所沢市医師会 会員の皆様へ

感染症担当理事
赤津

新型コロナウイルス感染症対応について（表題の疑いを今回から削除、第10報）

新型コロナウイルス感染症は埼玉県でも徐々に増えつつあります。3月22日21時の発表の埼玉県内の症例は54例（3月14日は32例）となっています。最近のケースは外国からの持ち込み例が増えているような印象がありますので御留意下さい。

先般実施しましたアンケート調査の回収率が悪く、20%程度でした。医師会員の実情を反映するものにはなり得ず、今後の対応に苦慮しています。御回答頂きました会員の皆様の御意見は貴重な御意見として今後に反映させていただきます。それぞれの医療機関の御意見は医師会にまとめてありますので、ご覧になりたい場合は事務局まで御連絡下さい。

尚、情報を早く確認したい場合は、**所沢市医師会ホームページ新型コロナウイルス関連のリンク**（内閣府、日本医師会他のリンクがあります）をご参照下さい。内閣府の専門家会議の内容が最もまとまっているようです。

記

1. 現状

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）をまとめました。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>)

これによると、日本国内の感染状況については、引き続き持ちこたえています。一部の地域では感染拡大が見られ、今後地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと考えているとしています。また、現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという、これまでの方針を続けていく必要があります。「1. クラスター（集団）の早期発見・早期対応」、「2. 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「3. 市民の行動変容」という3本柱の基本戦略を、さらに維持、必要に応じて強化し、速やかに行わなければならないとしています。欧州他の重要な情報が記載されていますので、原本の御確認をお願い致します（A4版19枚）。また、3月19日開催の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第8回）資料にさらに詳しい内容がありますのでご参照下さい。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/senmonkakaigi/sidai_r020319.pdf)

2. 埼玉県における新型コロナウイルス感染症の県内の発生状況について

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/jokyo.html>)

3月22日21時現在で54例となっています（3月14日は32例でした）。川口、

春日部での増加が目につきます。先週は近隣では新座、志木、富士見、入間、川越に患者発生がありました。41例目の20歳代男性は狭山市の方でした。英国からの留学帰りの学生とのことです。所沢での発生はまだ報告はありませんがいつ発見されても不思議ではない状況です。診察の際には標準予防策の厳守を行って下さい。

3. 実際に所沢での発生があった場合に保健所が実施する積極的疫学調査について

現状では保健所が定めることなので内容はわかりませんが、保健所に指導する立場の国立感染症研究所感染症疫学センターから実施要領（暫定版、令和2年3月12日版）が発表されていますのでご参照下さい。多分、これに準じて実施されると推察します。

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>)

この中では濃厚接触者の定義として「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者であるとしていますので、繰り返しますが、診察の際には標準予防策の厳守を行って下さい。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

※：濃厚接触者は14日間の健康観察期間を指示されることとなります。健康観察期間中には保健所から咳エチケットと手洗いの徹底を指示されます。また、常に健康状態に注意を払うように要請されます。不要不急の外出自粛も要請されます。濃厚接触者と同居している者には、マスクの着用と手指衛生の遵守が要請されます。

※：原則として健康観察期間中である無症状濃厚接触者は行政検査の検査対象とはなりません。勿論、症状が出た場合は検査対象となります。無症状濃厚接触者が医療従事者等、ハイリスクの者に接する機会のある業務に従事し、検査が必要と考えられる場合は検査対象となる場合もあると記載されていますが行政サイドの判断となると思います。

※：以前の文書でもお伝えしましたが、適切な防護策を講じている場合は濃厚接触者とはなりません。

4. 休日当番医における発熱、呼吸器症状患者の共有について（現時点）

休日当番医の先生方の御協力により、会員ホームページに情報が掲載されています。これまでのところ、発熱患者の急増はないようです。